

建設経済常任委員会

議案第5号南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定

質疑 勤務時間中の喫煙の実態に対する指導について

答弁 たびたび意見が寄せられており、市民の目線を十分意識した対応を督促している。原案の通り可決。

平成19年度南相馬市一般会計予算について

●市民市場・屋台村について

質疑 市が支払う土地賃借料、屋台村600万、チャレンジショップ600万の根拠は。

答弁 土地所有者、建物所有者等と3回協議し、示された金額をもって計上している。

質疑 指定管理者へ移行する目標年度について

答弁 1年の実績で移行を考える。

討論 直営の管理で、団体的な運用の検討と、緑豊かなゴルフ場に、何度も足を運びたくなる管理運営に期待し賛成。原案の通り可決。



議案第54号 南相馬市道の駅に係る指定管理者の指定について

質疑 指定管理料の算定根拠は、商工会議所の資料とほぼ同じもの。違いと、野馬追の里株式会社収支計画、公募2社の提示額と指定管理者を決めた理由について。

答弁 選定要綱に基づき審査、総合的判断の結果、野馬追の里株式会社に決定。

討論 指定管理料の評点が低すぎる。収支計画は、分らない疑問点が残る。道路計画は、道の駅がなければ、造る意味合いが薄いので反対。

審査の結果、原案の通り可決。

議案第55号 市道路線の認定、変更及び廃止について

討論 高見町7号線は、道の駅建設にからむと思わざるを得ない視点から反対。

審査の結果、原案の通り可決。

請願第2号 日豪EPA交渉に関する意見書提出について

請願第3号 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

請願第4号 仕事と生活の調和の実現に向けた労働法制を求める意見書の提出について

以上3件は、審査の結果、採

取。

議案第14号 南相馬市海釣り公園の管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南相馬市貸工場用地整備事業特別会計条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 南相馬市下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第40号 平成19年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について

議案第42号 平成19年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について

議案第43号 平成19年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第44号 平成19年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について

議案第47号 平成19年度南相馬市水道事業会計予算について

議案第50号 平成19年度南相馬市工業用水道事業会計予算について

議案第51号 平成19年度南相馬市下水道事業会計予算について

審査の結果、原案の通り可決。

業、道の駅建設事業及び道の駅管理運営事業予算を「0」とする提案の説明があった。

質疑 道の駅については、案内板設置等の事業。市民市場・屋台村整備事業、チャレンジショップ整備事業についても、街中活性化のために提起されたものではないか。

答弁 道の駅建設が、無理に無理を重ねて議決に至った。市民は、建設を許してはいけない声が圧倒的。12月22日の議決にも拘わらず、市長が専決処分して議会を混乱させた。専決条例については廃止条例を議決した。市民に対して、いらぬ混乱をもたらした市長の責任は重いので修正させていただきたい。採決の結果、修正案は否決、原案は可決。

議案第12号 鹿島都市計画事業西町土地地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例制定について

議案第13号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第14号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第15号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第16号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第17号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第18号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第19号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第20号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第21号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第22号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第23号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第24号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第25号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第26号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第27号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第28号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第29号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第30号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

議案第31号 南相馬市土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例制定について

常任委員会の審査から

各委員会における、主な
質疑・討論について

総務常任委員会

議案第35号平成19年度南
相馬市一般会計

質疑 口座振替の再振替の
停止について

答弁 県内他市は納期限振
替を実施しているため導入を
検討し、金融機関のアドバイ
スなどから収納率の低下の心
配はないと考え、再振替を取
りやめた。

質疑 地域づくり協議会設
立支援交付金のモデル事業
で、要望が多い場合はどうな
るのか。

答弁 3区にそれぞれ1地
域だが、不足の場合は補正で
対応する。

質疑 自治基本条例は、最
上位の市の憲法という位置づ
けか。

答弁 市民の意向を尊重す
る必要がある。位置づけにつ
いては条例がどういう役割を
果たすのか、果たして欲しい

のかで決まってくると考えて
いる。

質疑 行政経営システムに
ついて、議会での「検討する」
との執行部答弁は、検討の結果
も含めて、議会に示してい
くのか。

答弁 進化管理する中で、
検討するだけでは市民がよく
理解できない。戦略的目標管
理制度では、単に検討するだ
けでなく、目標を定めた検討
結果となる。

質疑 周遊観光費につい
て。高速道路サービスエリア
地域拠点整備事業における、
位置の変更について

答弁 ネクスコ東日本（東
日本高速道路株）では、基本
的にサービスエリアの位置は
決定していない。今年度中に
市とネクスコで地域拠点整備
事業と一体となってサービス
エリアの適地を選定してい

く。

討論 予算として、次年度
以降の財源を食っている状況
があり、新市建設計画そのも
のが前半に事業が集中する状
況になっている。合併したこ
とによる大型事業は増やすべ
きでなく、住民サービスが削
減されることのないような予
算のあり方を求めて反対との
意見。

合併後1年3ヶ月余りが経過
する中で、住民サービスが低
下したとか、負担が増えたと
の声が多い中、今後3年では
正していくとのこと。投資的
経費の3自治区の均衡がとれ
ている状況で、市民の暮らし
優先、住民サービス向上のた
めの充実予算であり賛成との
意見。採決の結果、賛成多数
で原案の通り可決。

議案第45号平成19年度南
相馬市公共用地先行取得事業
特別会計予算

質疑 高見町公園整備事業
の計画内容、事業費、時期に
ついて

答弁 駅東地区の行政嘱託
員等との下協議の段階であ
る。事業内容については確定
していない。
所管の建設部は、早い段階で
実施設計を行ない平成20
年、21年に公園整備を進め

たい。下積みとして1億円位
の事業費だが詳細は今後決定
される。

討論 総事業費がわからな
い中で、事業がスタートする
ことに大きな懸念を感じる。

予算の総枠を踏まえた上で、
実施計画の発注等を進めるよ
うに財政担当としては求めて
いくべきとの意見を付し賛
成。原案の通り可決。

議案第48号平成19年度南
相馬市病院事業会計予算

質疑 地域の救急医療セン
ターについて。県との関わり
と今後の取り組みについて

答弁 今年2月1日に福島
県小児科産科地域医療確保方
策検討会の方向性が出され
た。ハイリスクの分娩、早産
児、低体重児の対応について、
3分の1の患者が公立相馬病
院のNICU、残りの患者が
県中、県北、いわき地区の病
院に搬送されている実態であ
る。今後、早急に周産期医療
センターが必要との提言を受
け、今年度中に相双地域内の
自治体、医療関係者の意向を
伺い、20年度の福島県医療
計画に盛り込み、県が主体的
に調整を行っていく。

原案の通り可決。

議案第4号南相馬市職員定数
条例の一部改正する条例制定

質疑 人口あたりの一般職
員数について

答弁 平成18年4月1日
の人口1万人あたりの職員数
は、85.46人。人口5万
から10万人未満の全国類似
団体（88団体）の平均は合
併による事情もあり、99.
93人。県内類似団体の須賀
川市が69.68人である。

討論 小さな政府を目指す
国の方向を見た市政運営でな
く、住民の暮らしの実態を見
てサービスを確保し、人員削
減ありきという状況には反対
との意見。職員配置を調整し
ながら、削減計画という目標
に向かうべきであり賛成する
との意見。採決の結果、原案
の通り可決。



▲本庁東庁舎内風景